○虐待防止・ハラスメント相談窓口設置要綱

（目的）

第１条　本要綱は、特定非営利活動法人ココカラいわて（以下「法人」という。）における虐待防止及びハラスメント防止に関する相談体制を明確にし、相談者が安心して相談できる環境を整備するとともに、相談への適切かつ迅速な対応を行うことを目的とする。

（相談窓口）

第２条　法人は、次のとおり相談窓口を設置する。

（１）虐待防止

①第１相談窓口　各事業所管理者

②第２相談窓口　法人事務局長

（２）ハラスメント

①第１相談窓口　各事業所管理者

②第２相談窓口　法人事務局長

２　相談者は、第１相談窓口への相談が困難である場合又は相談することが適当でないと認める場合は、第２相談窓口へ直接相談することができる。

３　法人は、相談窓口及び相談方法について職員へ周知するものとする。

（相談方法）

第３条　相談は次の方法により受け付ける。

（１）面談

（２）電話

（３）電子メール

（４）書面

（５）その他相談しやすい方法

２　相談は匿名で行うことを妨げない。ただし、匿名であることにより、事実確認その他必要な対応が困難となる場合があることを相談者へ説明するものとする。

（相談者等の保護）

第４条　相談内容及び相談者その他関係者の個人情報は秘密として取り扱い、相談者その他関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるものとする。

２　相談又は報告を行ったこと、事実関係の確認その他法人が講ずる措置に協力したこと、又は都道府県労働局に相談し、紛争の解決の援助を求め、調停を申請し、若しくは調停への出頭の求めに応じたことを理由として、相談者その他関係者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

（相談対応）

第５条　相談を受けた事業所管理者又は法人事務局長は、内容を確認の上、速やかに事実

確認を行うとともに、必要に応じて関係者への聞き取りその他必要な調査を行い、法人の定める手順に従い、関係機関への報告その他必要な措置を講ずる。

２　相談内容に応じ、相談者及び関係者の安全確保を最優先とし、必要な配慮及び支援を行うものとする。

３　ハラスメント又は虐待の再発防止のため、必要に応じて職場環境又は支援体制の改善、職員への指導、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（記録）

第６条　相談内容及び対応経過について記録を作成し、適切に保管する。

（その他）

第７条　本要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営に関し必要な事項は、法人事務局長が別に定める。

附　則

本要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

本要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。